

# 韓国知的財産ニュース 2021年3月前期

(No. 434)

発行年月日：2021年3月18日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、3月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 特許法の一部改正法律案（議案番号：2108481）
- 1-2 デザイン保護法施行規則の一部改正令（案）立法予告（産業通商資源部公告第2021-207号）

### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「スタートアップの知的財産バウチャー事業」への参加企業の受付開始
- 2-2 特許庁、「知的財産とイノベーション」の第3号を発刊
- 2-3 「2021国民安全発明チャレンジ」のアイデア受付を開始！
- 2-4 特許庁長、AI基盤のビッグデータプラットフォーム企業を訪問
- 2-5 2021年度政府業務報告、「回復・包容・跳躍大韓民国2021」
- 2-6 特許庁・韓国水素産業協会、知的財産権協力の業務協約を締結
- 2-7 「優秀特許基盤のイノベーション製品」の公開募集を開始
- 2-8 オンラインでアイデア取引が常時可能となる
- 2-9 特許庁、2021年の知的財産情報を活用した創業プランコンテストを開催

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 日・中・韓の商品名称および類似群コードの比較目録をウェブサイトで公開
- 4-2 コロナパンデミックがサービス商標の地形も変えた

## その他一般

- 5-1 IoTプラットフォーム、非対面・デジタル社会を前倒しする
- 5-2 韓国、11年ぶりに国際特許出願件数の世界4位を奪還！
- 5-3 (説明資料)「素材・部品・設備の企業人が吐露する」に関する特許庁の意見(2021年3月5日、韓国電子新聞27面、記者手帳)

## 法律、制度関連

### 1-1 特許法の一部改正法律案(議案番号:2108481)

議案情報システム(2021.3.3)

議案番号:2108481

提案日:2021年3月3日

提案者:イ・ドンジュ議員外9人

### 提案理由

現行法は、産業上利用できる発明の特許要件の一つとして規定している。なお、特許庁の例規である「特許・実用新案審査基準」によると、医療行為は、産業上利用することができる発明に該当しないことを根拠に特許の対象から除外しており、大法院の判例も医療行為に関する発明は、産業に利用することができる発明に認められないと判断し、特許の対象にできないと判示している。

ところが最近、医療分野においても産業化が進んでおり、治療や診断方法を産業上利用する可能性があるという意見が台頭しているため、それに対しては、行政規則である例規より、法律でより明確に規定することが必要である。

また、新型コロナウイルスに備えるための先制措置として、カナダ、ドイツなどの多くの国が特許発明の政府使用に向けた、強制実施制度を整備したように、韓国もそれに対して先制的整備措置が必要である。

そこで、例規に規定された医療行為は、特許発明の対象にできないことを法律に明示し、新型コロナウイルスのワクチン及び治療薬の場合のように公益的な目的による特許発明の実施に備えるために、政府による特許の強制実施規定を整備する等、現行法に表れた一部の不備点を補完・改善しようとするものである。

### 主要内容

イ. 環境保護の重要性を考慮し、環境に深刻な被害を与える恐れのある技術の特許対象から除外する(案第32条第2号)。

ロ. 人や動物を治療するための診断や治療方法、又は外科的方法は、特許を受けることができない対象とする（案第32条第3号）。

ハ. 特許発明の実施を主務部長官の裁量に基づいて実施できることを明確にし、特許発明を実施することができる政府以外の者を「国家を当事者とする法律」による契約相手方に特定し、政府の事前処分があつてから、特許発明を実施することができるように解釈される余地のある文章を事前調査がなくても可能であると明確に表現する（案第106条の2第1項）。

二. 政府及び政府以外の者に定めている特許発明の実施による補償金の支給主体を主務部長官に一元化し、排他的権限のない通常実施権者は、政府の使用のような法定実施においては、補償を受ける資格がないため、特許発明の実施による補償金の支給対象から除外する（案第106条の2第3項）。

法律第            号

### 特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第32条のうち、「公共の秩序又は善良な風俗に反し、又は公衆の衛生を害するおそれがある」を「次の各号のいずれかに該当する」とし、同条に各号を次のように新設する。

1. 公共の秩序又は善良の風俗に反する発明
2. 公衆の衛生を害するか、又は環境に深刻な被害を与えるおそれがある発明
3. 人や動物の手術、治療又は診断する方法に関する発明

第106条の2第1項のうち、「政府は」を「主務部長官又は「国家を当事者とする法律」による契約相手方（以下「政府等」という。）は」に、「非商業的に実施する必要があると認める場合には、その特許発明を実施し、又は政府以外の者に実施させる」を「非商業的な目的である場合には、他人の特許発明を実施する」とし、同条第2項のうち、「政府又は第1項による政府以外の者は、他人の特許権が存在するという事実を知り、又は知ることができるときは、第1項による実施事実を特許権者、専用実施権者又は通常実施権者に」を「政府等は実施している他の特許発明を知り、又は実施しようとする他人の特許発明を知ったときは、特許権者、専用実施権者に」とし、同条第3項のうち、「政府又は第1項による政府以外の者」を「主務部長官は、政府等が」に、「実施する」を「実施した」に、「専用実施権者又は通常実施権者に」を「専用実施権者に」とする。

### 附 則

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

新旧条文対照表

現行	改正（案）
<p>第32条（特許を受けることができない発明）<u>公共の秩序又は善良の風俗に反し、又は公衆の衛生を害するおそれがある発明</u>については、第29条第1項にかかわらず、特許を受けることができない。</p> <p><u>&lt;新 設&gt;</u></p> <p><u>&lt;新 設&gt;</u></p> <p><u>&lt;新 設&gt;</u></p>	<p>第32条（特許を受けることができない発明）<u>次の各号のいずれかに該当する</u>----- ----- ----- -----。</p> <p><u>1. 公共の秩序又は善良の風俗に反する発明</u></p> <p><u>2. 公衆の衛生を害するか、又は環境に深刻な被害を与えるおそれがある発明</u></p> <p><u>3. 人や動物の手術、治療又は診断する方法に関する発明</u></p>
<p>第106条の2（政府等による特許発明の実施）①<u>政府は、特許発明が国家非常事態、極度の緊急状況又は公共の利益のために非商業的に実施する必要があると認める場合には、その特許発明を実施し、又は政府以外の者に実施させることができる。</u></p> <p>②<u>政府又は第1項による政府以外の者は、他人の特許権が存在するという事実を知り、又は知ることができるときは、第1項による実施事実を特許権者、専用実施権者又は通常実施権者に速やかに知らせなければならない。</u></p> <p>③<u>政府又は第1項による政府以外の者は、第1項により特許発明を実施する場合には、特許権者、専用実施権者又は通常実施権者に正当な補償金を支払わなければならない。</u></p> <p>④（省 略）</p>	<p>第106条の2（政府等による特許発明の実施）①<u>主務部長官又は「国家を当事者とする法律」による契約相手方（以下「政府等」という。）は</u>----- ---<u>非商業的な目的である場合には、他人の特許発明を実施する</u>----- -。</p> <p>②<u>政府等は実施している他の特許発明を知り、又は実施しようとする他人の特許発明を知ったときは、特許権者、専用実施権者に</u>----- -----。</p> <p>③<u>主務部長官は、政府等が</u>----- -----<u>実施した</u>--- -----<u>専用実施権者に</u>----- -----。</p> <p>④（現行と同じ）</p>

## 産業通商資源部公告第2021-207号

「デザイン保護法施行規則」を改正するに当たり、国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を行政手続法第41条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021年3月11日

産業通商資源部長官

### デザイン保護法施行規則の一部改正令（案）立法予告

#### 1. 改正理由

公認認証書の制度を廃止し、民間の様々な電子署名の手段を活用できるようにする内容で、「電子署名法」が全部改正されたことを反映し、電子文書の利用申告や電子文書として書類を提出する場合等に使用できる電子署名・認証書の制限を廃止する等、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完する一方、証明書類の本人確認手続きを改善し、デザイン登録証の書式の改善及びハーグ協定の改正事項の反映を通じて、出願人及び権利者の便宜を増進させるためのものである。

#### 2. 主要内容

- イ. 公認認証書廃止等を電子署名法の改正事項に反映（案第8条、第16条、第17条及び第19条）  
公認認証書を廃止し、様々な電子署名手段の使用を活性化する電子署名法の全面改正（2020年6月9日施行）に基づいて、関連内容を反映しようとするものである
- ロ. 証明書類の本人確認手続きの改善（案第13条）  
証明書類（委任状等）の本人確認の際、従来は印鑑証明書を提出したが、特許庁に登録された印鑑又は署名で確認できるように改善しようとするものである
- ハ. デザイン登録証の書式の改善（案別紙書式第9号ないし第12号、第13号の2ないし5、第14号ないし第17号の5及び第19号ないし第19号の5）  
デザイン登録証等に官押印を追加し、英語文章等を修正してデザイン登録証の書式を改善しようとするものである。
- ニ. ハーグ協定加盟国の拡大等、書式の変更事項を反映（案別紙書式第19号ないし第19号の5）

ハーグ国際出願の書式変更に沿った内容を反映して、出願人の便宜を改善しようとするものである。

### 3. 意見提出

「デザイン保護法施行規則」の一部改正令案について意見がある機関、団体又は個人は、2021年4月22日(木曜)までに統合立法予告システム(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じて、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照: デザイン審査政策課長)に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見とその理由)

ロ. 姓名(法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※送り先

- ・特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189 (屯山洞) 政府大田庁舎 4 棟 1305 号 (郵便番号：35208)  
電話：(042) 481-8602、Fax：(042) 472-3468  
電子メール：juris72@korea.kr

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、「スタートアップの知的財産バウチャー事業」への参加企業の受付開始 韓国特許庁 (2021. 3. 2.)

知的財産 (IP) サービス、バウチャーで便利に利用しましょう

#### 「支援を受けた企業の事例」

\*人工知能に基づいたチャットボットを開発するスタートアップの 42Maru 社 (2018～2020 年連続で支援対象) は、海外進出を控えて海外の IP を確保する必要があったが資金調達に苦勞していた時に、特許庁の知的財産バウチャー事業に選ばれた。同事業のバウチャーを利用して、国内特許 10 件、米国特許 1 件を確保することができて技術のイノベーション性も認められ、欧州最大の創業企画者 (シードアクセラレーター) (※) のプログラムに選定されるとともに投資誘致にも成功した。42Maru 社は、これからグローバル市場をリードする企業としての成長を目指している。

※シードアクセラレーター：スタートアップに初期資金の調達やメンタリングなどを支援する団体

韓国特許庁は、3月2日（火曜）から15日（月曜）まで、「スタートアップの知的財産バウチャー事業」に参加する企業を募集すると発表した。

2018年に導入した知的財産バウチャー事業は、スタートアップが希望する時期に必要なIPサービスを自由に選択できる事業であり、毎年8:1前後の競争率を示すほど人気が高い。

支援対象は、創業7年以内および売上高100億未満の企業で、第四次産業革命に関連する挑戦的な課題（※）に取り組んでいる、技術・IPを基盤にしたスタートアップである。

※新しい製品/サービス/工程の開発、または既存の製品/サービス/工程を画期的に改善

バウチャーの支援金額は、小型（500万ウォン）、中型A（1,000万ウォン）、中型B（1,700万ウォン）に区分けられ、小型は書類審査、中型は書類および発表審査で支援対象を選定する。

評価項目は、技術性（50点）、バウチャーの使用計画（20点）、市場性（15点）、企業の能力（15点）で構成されている。

バウチャーが使えるIPサービスは、韓国国内・外におけるIPの権利化、特許調査分析、価値評価などであり、2021年から「営業秘密の原本証明サービス」も含まれる。

#### 「IPサービスの項目」

IPサービス項目	細部内容		サービス提供機関
国内/海外の IP権利化	国内	特許、実用新案、デザイン、商標出願	IPサービス期間の プール（Pool）の 中から選ぶ
	海外	特許（PCT国際/国内）、実用新案、デザイン（ハーグ）、商標（マドリッド）出願	
特許調査分析およびコンサルティング	専攻技術調査・分析、無効資料の調査・分析、侵害調査・分析、特許マップの作成、IPコンサルティング（特許動向の把握、特許戦略の確立など）		
特許技術の 価値評価	移転・取引、金融、事業化、訴訟、技術上場のための 価値評価		
技術移転	特許技術の販売・購買（またはライセンス）仲介		
営業秘密保護	営業秘密の原本証明サービス		

特許庁の産業財産政策局長は、「新型コロナウイルスを克服する段階に入っているスタートアップが、IP を基盤にして、さらに成長できるように積極的に支援していきたい」と述べた。

その他、詳細な内容については、特許庁のウェブサイトおよび知的財産バウチャー事業の管理システム (<http://biz.kista.re.kr/ipvoucher>) で確認することができる。

## 2-2 特許庁、「知的財産とイノベーション」の第3号を発刊

韓国特許庁 (2021. 3. 2.)

### 最新的话题を盛り込んだ学術誌を発刊

韓国特許庁は、3月2日に知的財産分野の研究結果を盛り込んだ学術誌である、「知的財産とイノベーション」の第3号を発刊した。

同学術誌は、最新の知的財産制度と話題を幅広く取り扱うことで、外部の専門家、利害関係者と積極的にコミュニケーションし、国民の関心と理解を高めるために、2020年から年に2回発刊している。

「知的財産とイノベーション」の第3号は、「知的財産論壇」、「知的財産制度・政策動向」および「特許家族のストーリー」で構成されている。

特許法院・大法院を中心とした「特許権の効力発生時点」と「有名商標とその地域的範囲の判断基準」を取り扱った知的財産論壇と、最近の欧州 (EU) における知的財産政策の動向、商標法上の使用注意要素の導入などに関する提言に加えて、韓国型の証拠収集制度の導入案、特許ビッグデータ分析を通じた有望技術の育成策、第四次産業革命と明細書の記載要件、特許・実用新案審査基準における進歩性の判断基準の考察など、最近話題になっているさまざまな研究結果が含まれている。

特許庁長は、「国民と知的財産に関して疎通し、共有する架け橋になるために、当学術誌を発刊した」とし、「これを通じて、健全な知的財産システムを構築する触媒になることを期待している」と述べた。

同学術誌は、特許庁のウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) から誰でも、電子ファイルでダウンロードすることができる。



## 2-3 「2021 国民安全発明チャレンジ」のアイデア受付を開始！

韓国特許庁（2021. 3. 8.）

韓国特許庁は警察庁、消防庁、海洋警察庁と共同で現場を中心とする安全技術を発掘するため、警察・消防・海洋警察庁の現場公務員を対象に、「2021 国民安全発明チャレンジ」のアイデアを受け付けると発表した。

2021 年で 4 回目を迎える「国民安全発明チャレンジ」は、国民の安全を守る警察・消防・海洋警察庁に所属する約 19 万人の公務員が、実際に現場で経験して考えたアイデアを発掘し、知的財産の専門家がそれを高度化することにより、権利化および事業化を支援する公募展である。

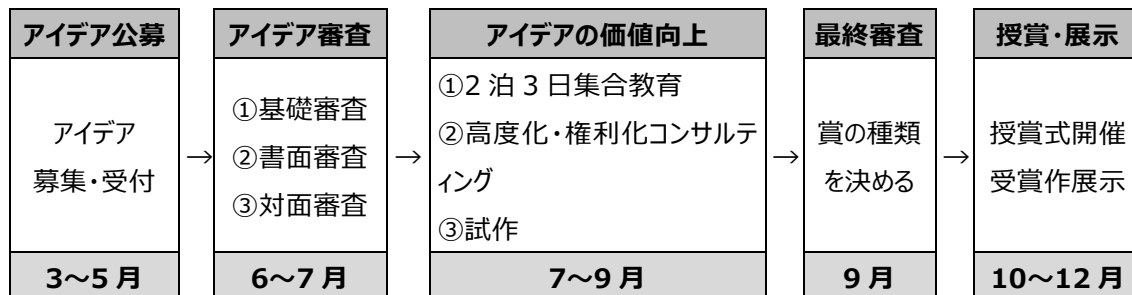
受付期間は 3 月 8 日（月曜）から 5 月 31 日（月曜）までであり、国民安全発明チャレンジのウェブサイト（[www.safetyinvention.kr](http://www.safetyinvention.kr)）にアクセスして、最大 5 件まで申し込むことができる。

※公募テーマ：災害・治安分野において、現場にすぐ適用できる国民安全関連のアイデア

受け付けられたアイデアは現場・知的財産専門家の審査により、独創性、現場での活用可能性、事業化の可能性などを総合的に評価して、最終 24 件（庁別に 8 件）のアイデアを選抜し、価値のある発明になるように専門弁理機関のコンサルティングを受ける予定である。

このように最終選抜されたアイデアが高度化されると、最終審査を経て賞が決まり、授賞式で賞金および賞状を与える。また、展示・広報、技術移転、海外出願などのフォローアップを通じてアイデアが実際の治安・災害現場で活用できるように支援する。

### 「2021 国民安全発明チャレンジの推進日程」



「2021 国民安全発明チャレンジ」に関する詳細については、韓国発明振興会の地域知識財産室（+82-2-3459-2829）に問い合わせることができる。

#### 2-4 特許庁長、AI 基盤のビッグデータプラットフォーム企業を訪問

韓国特許庁（2021. 3. 8.）

##### デジタル知的財産のイノベーションに向けて、現場の声を聞く

韓国特許庁長は、3月5日（金曜）14時に人工知能（AI）を活用してビッグデータを分析する、株式会社バイブカンパニー（VAIV Company）を訪問し、デジタルを中心とする知的財産のイノベーションに向けた、産業現場の意見を聴取する時間を設けた。

バイブカンパニーは、Daum Communications（現カカオ）から分社したビッグデータ分析の専門企業で、AI 技術を基盤にして、ビッグデータの収集・分析し、企業に合わせたソリューションを提供している。

今回の現場訪問は、デジタル経済時代への移行に先制的に対応するために、2月23日に開催された国務総理主宰の「第28回次国家知識財産委員会」で、特許庁が関係部処と合同発表した、「人工知能・データに基づいたデジタル知的財産のイノベーション戦略」に対する現場の意見を身近で聞くという意味が反映されたものである。

デジタル知的財産のイノベーション戦略には、個人や企業が便利に知的財産データを活用できるインフラを構築する計画が含まれているため、企業の視点から見た知的財産ビッグデータの望ましい開放方法および活用策について議論する場を設けたのである。

特許庁長は、「デジタル経済に移行するためには、優先的にデータを収集・加工・活用しやすい環境を造らなければならない」と強調し、「特許庁が持っている公共データを全面的に開放して、韓国の企業が特許情報を含む知的財産のデータを便利に活用できるインフラを構築する計画である」と述べた。

ポストコロナ時代における経済回復、知的財産で早める

#### 〈2021年の重要な推進課題〉

- \*AI 創作物・データ保護など、デジタル新技術の先制確保に向けた知的財産制度の整備
- \*特許ビッグデータプラットフォームの構築、世界の動向を把握して技術開発・事業戦略の策定を支援
- \*IP 投資ファンドの組成 (500 億ウォン)、紛争対応のワンストップ支援 (知的財産権の紛争対応センター) などイノベーション企業の成長も支援

ー 直近 4 年間における政策成果の事例

#### 信用格付けが低くても技術力 (特許) だけで資金調達が可能

TV セットトップボックスメーカーの A 社は、海外バイヤーからの納品依頼にもかかわらず、原材料の仕入れ資金が不足していたため困難な状況であった。企業の信用格付けが低く融資を受けることができず、不動産などの担保余力もなかったからである。しかし、IP 担保融資を開始した B 銀行から特許を担保に低金利の事業運営資金の融資を受け、遅れず海外に納品することができた。IP 金融の規模は、ここ 4 年間で約 3.5 倍に成長し (2016 年 5,774 億→2020 年 2 万 486 億ウォン)、技術力さえあれば資金を調達することができる確実な資金調達の通路として位置づけられた結果である。(IP 担保融資を受けた企業の 88% が信用格付け BB 以下の非優良企業)

ー 2021 年に期待される変化の事例

#### 誰でも簡単に知的財産のデータを分析・活用できる時代

研究所企業の C 社は、従来、数週間以上を要していたグローバル技術・市場の分析期間を大幅に短縮し、正確度の高い R&D および事業戦略を策定できるものと期待している。各種の産業・経済・特許データが体系的に DB 化され、さまざまな基準で簡単に分析することができる「特許ビッグデータプラットフォーム」がまもなく提供される予定であるからだ。C 社は、「専門家の経験にのみ依存する従来の方式に比べて、知的財産のデータを活用する新たな方式を活用すれば、より迅速かつ効率的な意思決定が可能になる」と期待感を示した。

韓国特許庁は 3 月 11 日 (木曜) に、デジタル経済に合わせて知的財産システムを整備し、イノベーション企業の成長によるグローバル技術大国を実現するための「2021 年度の業務計画」を発表した。

今回の業務計画は、ここ4年間の知的財産分野における政策の成果を点検し、デジタルトランスフォーメーションに対応する制度・企業・産業の観点から立てた計画が盛り込まれている。

## I. 直近4年間の推進成果および評価

知的財産を通じて日本の対韓輸出規制、新型コロナウイルスなどによる危機の克服を支援し、知的財産をイノベーション成長に導く「知的財産イノベーション体系」の基盤を作る。

### 1. 知的財産を通じた国家危機の克服を支援

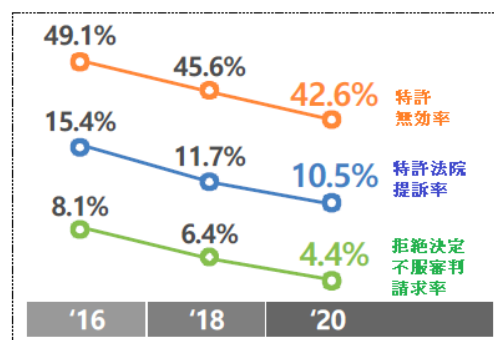
・日本の対韓輸出規制に対応し、素材・部品・設備の主要品目のR&D(506件)に特許観点からのR&D戦略(IP-R&D)を支援、ワンストップの紛争支援など、技術の国産化を支援した。

・新型コロナウイルスのワクチン・治療薬を開発するために、候補物質の特許DB(671件)を提供するなど、新型コロナウイルスの危機克服に積極的に対応した。

### 2. 審査の正確性・信頼性のための審査システムの拡大および国際協力の強化

・第四次産業革命に関する技術の専門担当審査組織を新設(2019)、審査品質の管理方向の転換(※)、AIを活用した審査システムの構築などにより、審査・審判の品質を向上させる。

※不備・間違いの防止→疎通・協議による品質改善



・米韓、日韓による特許共同審査の実施、ASEAN諸国を対象に特許認定協約(※)を拡大するなど、国際審査協力を一層強化した。

※韓国特許庁に登録された特許は、海外で無審査登録ができる。(カンボジア、ラオス、ブルネイ)

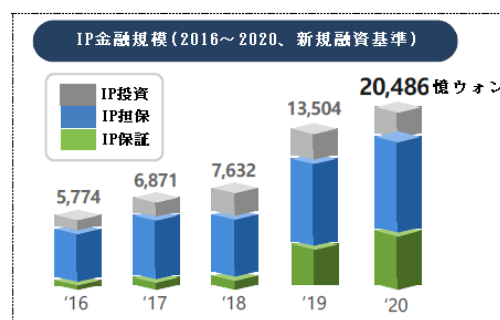
### 3. 知的財産データ活用の基盤作りと知的財産活用の本格化

・中核産業の特許ビッグデータを分析（2019～2020年、10分野）してR&Dに連携（※）し、素材・部品・設備のR&Dに特許観点からのR&D戦略（IP-R&D）を確立することを制度化することで、国家R&Dに知的財産のデータを活用する基盤を整えた。

※2019年、次世代電池などの5つの産業、75の有望技術を選定→2020年の政府部処R&D課題に反映（100件）

・IP担保融資を取り扱う銀行の拡大（※）、担保IPの回収支援機構の発足（2020年2月）など、多方面からの取り組みによりIP金融も2兆ウォン台に急成長した。

※（2018）産業・企業→（2020）5大市中銀行（国民・新韓・ハナ・ウリ・農協）および地方銀行（釜山）



### 4. 知的財産の正当な価値を認めてもらえる保護体系の構築

・営業秘密侵害に対する刑事罰の上方調整(2018)、知財権の故意侵害時における3倍賠償の導入、特許侵害損害賠償の現実化（※）（2020年）など民・刑事責任を高めた。

※（従前）特許権者の生産能力限度による賠償→（改善）侵害者の販売量全体を基準に賠償

・不正競争行為調査・是正勧告の実施(2017)、特許・営業秘密・デザインに関する特許司法警察の発足(2019年)など、侵害行為に対する執行を強化した。

・模倣品のオンラインモニタリングを拡大（※）し、韓流便乗企業、商標ブローカーなどによるK-ブランドの侵害対応（※※）を強化して韓国企業の被害を最小化した。

※オンラインモニタリング取締り（販売掲示物の遮断、サイト閉鎖など）：（2016年）6,000件→（2020年）14万6,000件

※※韓流便乗企業の国内法人の解散、ブローカーの商標先取りに対する無効審判の支援など

## II. 2021年の重要な政策方向

デジタル経済への移行とグローバル技術覇権の競争に対応し、経済回復を支援するための4つの戦略、10の重点課題を確立した。

「戦略および対策」

知的財産システムのデジタル転換	
戦略 1 親デジタル知的財産制度の構築	戦略 2 知的財産データ活用の拡大
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的財産を通じたデジタル新技術の保護</li> <li>2 デジタル転換に対応する審査・審判の改善</li> <li>3 デジタル通商環境に適合した知的財産国際規範の形成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的財産データ基盤の産業戦略の策定支援</li> <li>2 知的財産データ分析・開放の拡大</li> </ol>
デジタル経済の基盤となる知的財産体系の強化	
戦略 3 知的財産基盤のイノベーション企業の成長を支援	戦略 4 知的財産保護・執行の強化
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的財産を活用したイノベーション創業・スケールアップの支援</li> <li>2 知的財産基盤のグローバル市場進出拡大</li> <li>3 創意的な知的財産人材の育成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的財産保護法制を改善</li> <li>2 知的財産侵害に対する徹底した監視・執行</li> </ol>

Ⅲ. 2021 年の主要業務計画

1. デジタル観点から知的財産制度を先制的に整備

・(新技術の保護)AI 創作物、データなどのデジタル新技術を保護し、新たな侵害類型に対応するために関連法令を整備する。

－(AI)専門家・関係部処との協議を通じて AI 創作行為に関する 이슈(発明者・作者の認定、所有権など)に対する制度化の方策を模索する。

－(データなど)データの不正取得・使用を不正競争行為の類型として具体化し、パブリシティ権の法的保護策を設ける。

－(新たな侵害類型)デジタル商品(E-BOOK, APP など)のオンライン伝送、仮想現実における商標価値の毀損など、新しい侵害への対応策も検討する。

・(審査・審判)デジタル、融複合技術の拡大による産業環境の変化を適時に審査・審判に反映できるように制度を改善する。

・(特許)AI、自律走行などデジタル融複合産業(5つ)の審査ガイドを設け、デジタル融複合技術基盤のサービス製品群として一括審査(※)対象に拡大する。

※一つの製品に関する特許・商標・デザインなどの知財権を一度に確保できる制度

・(商標)色彩、ホログラムなど非典型商品の類型別審査ガイドを設ける。

・(デザイン)オンラインで模倣し易い製品※を一部審査対象に含める。

※(2020年)衣類、事務用品など3分類→(2021年)食品、包装容器など7分類に拡大

・(審判)デジタル・融複合技術分野の審判に専門審理委員制度を導入する。

・(システム)AI特許・デザインの検索、機械翻訳などの審査システムを高度化する。

・(通商)これとともに、デジタル時代の通商環境の変化に対応し、主要通商交渉(USMCA、CPTPPなど)内容を基に知的財産通商戦略を策定し、個別のカスタマイズ型の協力により知的財産の国際規範を主導する。

## 2. R&D および産業活動全般における知的財産データ活用の拡大

・(国家 R&D)R&D 全段階において知的財産データの活用を拡大し、大型 R&D 事業団に IP 活動を総括する特許専担官の派遣を推進する。

ー(R&D)デジタル、炭素中立など国家中核政策・産業を中心に(R&D 企画)特許ビッグデータ分析(※)、(R&D 遂行)IP-R&D 支援(526 件)を強化する。

※(2021 年)7 分野→(~2024 年)計 35 分野、分析結果は国家 R&D 事業の課題に反映

ー(標準)次世代標準特許の先制獲得のために 6G などの標準特許戦略マップの構築、5G 分野の標準特許の必須性(※)検証など標準化支援も並行する。

※企業が標準特許だと宣言した特許(宣言標準特許)の標準規格の適合検証

・(民間の産業活動)知的財産のデータと民間保有のデータを連携(※)、商標・デザインデータの分析を通じた事業戦略の提供により産業活動全般における知的財産データの活用を促進して産業競争力を強化する。

※(例)特許情報(実験データ)を素材 DB と連携、AI 基盤の新素材研究用産業データを生成

・(インフラ)このために、産業ー経済ー特許データを連携・分析できる「特許ビッグデータイノベーションプラットフォーム」を構築して開放する。

### 3. 知的財産を通じたイノベーション企業の成長支援拡大

・(スケールアップ)資金、技術などの企業成長に必要な諸般要素を知的財産に連携できるように IP 金融、IP 取引などの支援を強化する。

ー(IP 金融) IP 担保融資を扱う銀行を地方銀行圏に拡大(※)し、地方企業のアクセシビリティを高め、IP 投資ファンドの新規組成(500 億ウォン)、民間 IP 投資商品の販売などを通じて市場の IP 直接投資活性化を誘導する。

※IP 担保融資を扱う銀行：(2020 年)国策(2)・市中(5)・地方(1)銀行→(2021 年)地方銀行(4)を追加

ー(IP 取引)民間取引機関をコンサルティング基盤の専門機関に育成(12 機関)し、大学・公共研および国有特許の活用を妨げる規制も大幅に緩和(※)する。

※大学・公共研による放棄特許の発明者への譲渡許容、国有特許使用契約の制限を緩和(最大 5 年、1 回だけ更新可能→反復更新許容)など

ー(税制)さらに、特許出願・登録、技術取得費用などに対する税制優遇の拡大を推進し、知的財産を通じて発生した収益に対し、法人税を減免する特許ボックス(Patent Box)制度の導入も検討する。

・(海外進出)海外知財権獲得費用の支援を拡大し、知財権紛争ワンストップ支援体系の構築、海外商標ブローカー・模倣品の監視強化などを通じて有望中小企業の海外市場への進出を支援する。

ー(権利獲得)IP 出願ファンドを新規に組成(60 億ウォン)するなど、グローバル競争に必須的な海外知財権獲得を支援する(3,500 件、2017~2020 年は年間約 2,600 件)。

ー(紛争支援)「知財権紛争対応センター」を通じて海外紛争動向を随時モニタリングし、紛争発生時にワンストップ支援するとともに、ロシア・メキシコ IP-DESK を新設(計 11 カ国 17 ヲ所)して海外支援拠点も増やす。

ー(K-ブランド)海外商標の無断先取りおよび模倣品のモニタリングを拡大(※)し、警察庁・インターポール・新南北方取締り機関との合同取締りなどの共助を強化する。

※モニタリング対象国：(商標の無断先取り)(2020 年)中国、ベトナム、タイ→(2021 年)インドネシアを追加

(模倣品)(2020 年)中国、アセアン 6 ヲ国、台湾→(2021 年)インドを追加



・(専門人材)これとともに、圏域別 IP 重点大学※を指定し、IP ビッグデータ、IP 金融などの新 IP 需要に特化された現場専門人材を集中的に育成する。

※教育部の地域プラットフォーム事業と連携して拡大(2021年)3大学→(2025年)10大学

#### 4. 公正競争とイノベーションを促進する知的財産保護・執行の強化

・(法・制度)営業秘密・アイデア奪取行為に対する法的責任を強化し、韓国型証拠収集制度の導入を業界とともに推進する。

・(営業秘密侵害)計画的な人材の流出などに対する法人加重処罰、侵害利益の没収など営業秘密侵害による罰則を強化

・(アイデア奪取)アイデア奪取など不正競争行為に対する是正命令・是正命令違反罪の導入を推進(現在は是正勧告のみ可能)

・(韓国型の証拠収集制度)業種別の協・団体、法曹界などと幅広い疎通・協議を行い、企業の意見を基に制度の導入案を模索

・(調査・捜査)技術奪取・侵害に対応する専担体系の構築、デジタルフォレンジックの人材・設備の拡充などを通じて捜査力を強化する。

ー重要事件(※)は、先制的に捜査・調査して早期解決を図る。

※半導体・ディスプレイなどの国家中核技術、国民の健康・安全関連およびアイデア奪取事件など

・(模倣品)増加するオンラインによる模倣品の流通(※)を遮断するため、オンライン模倣品の在宅モニタリング団を通じた取締りを強化する。

※国内におけるオンライン模倣品の申告件数:(2019年)6,661件→(2020年)1万6,693件(150%の増加)

ー模倣品の流通に対するオンライン事業者の責任を強化し、一部のオンライン事業者が導入した消費者先補償制(※)を業界全般に拡散する。

※オンライン事業者が模倣品を購入した消費者に被害補償を先に行い、その後に販売者に求償権を請求する方式(現在11番街、Gmarketなどに制限的に導入)

・特許庁次長は、「急速なデジタル転換とグローバル技術競争に対応して、知的財産政策の能動的変化が必要な時点である」とし、「今年度の一年間はデジタル・ニューディールなど、国家政策に歩調を合わせて知的財産システムをデジタル転換に合わせてイノベ

ションする」一方、「知的財産の戦略的活用と実効的保護を強化し、ポストコロナ時代の本格的な経済回復に寄与する」と述べた。

## 2-6 特許庁・韓国水素産業協会、知的財産権協力の業務協約を締結

韓国特許庁 (2021. 3. 12.)

### 特許庁 - 韓国水素産業協会、水素経済の活性化に乗り出す

韓国特許庁と韓国水素産業協会は3月12日(金曜)午後2時に政府大田庁舎で、韓国企業の知的財産力の強化と水素経済の活性化・グリーンニューディールの実現に向けて協力するMOUを締結する。

双方は特許技術動向の分析を通じて、水素産業分野における企業の効率的なR&Dの方向を設定し、知的財産権紛争の予防、知的財産権の経営戦略活用など、韓国企業の能力強化のために協力することにした。

※韓国水素産業は約370以上の企業があり、中小企業(66%)と中堅企業(20%)を中心に構成されている(産業研究院、2019年)。

また、知的財産権協力を通じて水素産業分野における企業の新技術開発を積極的に支援することにした。これにより、韓国企業の知的財産競争力を強化し、研究能力の多様化に寄与するものと期待される。

特許庁の機械金属建設審査局長は、「水素産業の競争力のためには、大企業の水素自動車・燃料電池分野におけるグローバル競争力と素材・部品・設備部門における中小企業の優れた技術力が必要である」とし、「韓国企業の優れた技術を創出するために積極的に支援していく」と述べた。

一方、韓国水素産業協会は2014年に創立され、水素製造、貯蔵、燃料電池などの分野の170社以上が会員社として加盟している。これら企業は今後、水素関連の様々なR&D事業に参加し、関連技術の研究開発を活発に行うことが期待される。

イノベーション製品に指定されれば、公共機関との随意契約が可能

韓国特許庁は3月15日(月曜)から3月26日(金曜)までに、「優秀特許基盤のイノベーション製品」の候補を選定するために優秀特許製品に関する公開募集を開始すると発表した。

政府は、公共の購買力を活用して企業の成長を支援(※)し、公共サービスの質も高めるため、技術革新性に優れた中小企業の製品などを選別して「イノベーション製品」に指定している。

特許庁は、中小企業などが保有している多様な優秀特許製品を「イノベーション製品」として推薦するために、2021年に初めて公開募集を推進する。

※公共で革新的な製品を購入・利用してみて、性能を実際に確認し、民間市場の購入を促進

「優秀特許基盤のイノベーション製品」の指定は、特許・実用新案・デザイン権(専用実施権または通常実施権を含む)のうち、1件以上を保有している中小企業や個人事業者が該当の特許などを適用した製品について申請することができる。

「イノベーション製品」に指定された製品は、公共機関の随意契約の納品対象となり、公共機関の「イノベーション製品の購入目標制(※)」の適用も受けることになる。

※公共機関別に物品購入金額の一定の割合以上をイノベーション製品で購入する制度

本公募への参加を希望する企業は、公募期間中に韓国発明振興会のウェブサイト([www.kipa.org](http://www.kipa.org))を通じて申請(※)できる。

申請した製品は、特許庁(韓国発明振興会)の専門家による評価を経て、企画財政部に推薦され、推薦された優秀特許製品は、調達政策審議委員会の審議を通過することにより「イノベーション製品」として最終確定(※※)される。

指定されたイノベーション製品には、認証書を発行する計画である。

※【提出書類】申請書、製品規格書、製品化の検討確認書、知的財産権・試験成績書などの証明資料、事業者登録証など

※※【進行手順】公募・受付(3月)→特許庁の事前審査(4月)→企画財政部の公共性評価および指定(調達政策審議委員会、2021年上半期)

特許庁の特許事業化担当官は、「政府の公共イノベーション調達政策を通じ、中小企業などの優れた特許製品が公共サービスに活用され、国民の生活利便性が向上されることを期待している」とし、「2021年の上・下半期の公開募集を通じて特許基盤の良い製品が公共調達市場に参入することができるように支援する」と述べた。

## 2-8 オンラインでアイデア取引が常時可能となる

韓国特許庁 (2021. 3. 15.)

アイデアプラットフォーム「アイデア路」、3月18日の15時から公式に開通

韓国特許庁は、オンラインで国民と企業が常時にアイデアを取引することができる「アイデアプラットフォーム『アイデア路』(以下プラットフォーム)」を3月18日午後3時に公式開通すると明らかにした。

同プラットフォーム(www.idearo.kr)は、企業の需要と国民の革新的なアイデアを連携させるために企画されたものであり、企業はプラットフォームを介して必要なアイデアを購入ことができ、国民は斬新なアイデアをプラットフォームに提案して販売することができる。

これにより、企業は、(1)当面の問題を国民と専門家のイノベーション能力を活用して解決ことができ、(2)消費者の動向も容易に把握することができるというメリットがある。国民の場合は、(3)自分のアイデアを死蔵させず実現する過程において、(4)発明に対する関心と理解を高めることができ、(5)自分のアイデアで企業と社会変化に直接貢献できる体験をしつつ、(6)今後発明家として成長し活動できる能力も培養することができるだけでなく、(7)自分のアイデアを販売する過程で、経済的利益を得ることも可能である。

### 「主なサービスと開通予定」

このためにプラットフォームでは、事前に行われたユーザーテストで提起された意見を最大限に反映し、アイデアを取引することができる様々なサービス(計8個)を段階的に開通する計画である。

開通日には、プラットフォームの代表サービスである「今日の挑戦課題」をはじめ、「アイデアのプロボノ」、「アイデアの請願」サービスをまず先にお披露目した後、その他のサービスは、5月と今年の下半期に追加で開通する予定である。

サービス名	主な内容
今日の挑戦課題 (企業の課題を解決)	①企業会員が、解決に必要な課題を問題提起する→ ②他の会員(個人/企業)が解決のアイデアを提供し→ ③課題提起企業は、必要なアイデアを購入
アイデアのプロボノ (アイデアの共有)	①個人会員は、本人のアイデアを寄付し、社会的に貢献しようとする場合、他の会員(個人/企業)とアイデアを共有→ ②アイデアを閲覧した会員は必要に応じて、そのアイデアを活用して、新しいアイデアで再創出
アイデアの請願 (不便事項の依頼)	①個人会員が、解決に必要な生活の中の不便や問題点などを登録し→②一定の人数以上が解決の必要性に同意すると→ ③プラットフォームが解決策を回答

#### 「アイデア奪取および盗難防止策」

一方、国民がプラットフォームからのアイデアを安全に取引することができよう、多様な形態のアイデアの奪取と盗用防止策も用意して運営する予定である。

まず、プラットフォームの利用者全員に秘密保持義務を課してプラットフォーム内では自由な取引ができるが、プラットフォームの外では、不正使用を禁止する一方、プラットフォーム内で盗作、盗用したアイデアが取引されないように類似文献の検索機能などを提供する。

また、秘密保持義務などのプラットフォームの利用規則に違反した場合には、違反者に対して民・刑事上の措置をとることができるよう被害者を支援することで、プラットフォーム自体がアイデアを保護する装置になるように運営する計画である。

また、これとは別に、政府部署レベルで公募展の出品作を管理するために国民権益委員会と協力しており、アイデア DB の構築、公募展の運営に関するガイドラインなどが含まれた「公募展のアイデア盗用防止対策」を発表する予定である。

特許庁長は、「急速に変化する第四次産業革命の時代に、新しいアイデアの経済的価値がより一層重要になっている」とし、「多くの優れたアイデアが死蔵されず、同プラットフ

フォームを介して必要な企業と連携されることにより、企業と国民がお互いに成長できるきっかけになることを望む」と述べた。

## 2-9 特許庁、2021年の知的財産情報を活用した創業プランコンテストを開催

韓国特許庁（2021.3.15.）

### 授賞規模を増やし、フォローアップも盛りだくさん

韓国特許庁は、特許庁の公共データを活用してビジネスモデルを発掘する知的財産情報分野における創業を促進するために「知的財産情報を活用した創業プランコンテスト」を開催する。

特に2021年は、良質の課題公募を促進するために公募期間を延長（6週→8週間）し、（予備）創業者の関心を高めるために授賞者数と授賞規模を拡大する。

※（授賞者）2020年6チーム→2021年9チーム、（授賞規模）2020年1,200万ウォン→2021年1,600万ウォン

受付期間は3月15日から5月7日までであり、知的財産情報を利用した創業・事業化に関心のある国民なら誰でも KIPRIS PLUS(plus.kipris.or.kr)から参加申し込みをすればよい。

参加者全員には、知的財産情報3ヵ月の体験チケット、韓国知識財産保護院の営業秘密原本証明サービスを無償で支援される。

特許庁は、1次書類評価（5月）、2次発表の評価（6月）を経て、計9チームに特許庁長賞（3チーム）、特許情報院長賞（6チーム）と褒賞金を支給する予定である。

受賞チームには賞状と賞金以外にも、最大5年間無料の特許情報を提供し、協力機関の創業支援事業との連携（※）も支援する予定である。

※科学技術部の K-ICT 創業メンタリングセンター（2021年新規）、中小ベンチャー企業部の予備創業パッケージの加点など

さらに、最終選抜された優秀なアイデアには、行政安全部の公共データ創業プランコンテストの本選へ進出する機会が与えられる。

※2020年は、特許庁の最優秀賞受賞作を推薦し、行政安全部の大会で優秀賞を受賞

### 「2021 知的財産情報を活用した創業プランコンテストの推進手順」

公募・広報	書面評価	発表評価	授賞式	コンサルティング	フォローアップ
ウェブサイト で 公告、広報を 実施	審査委員の構 成、書類評価	上位9チーム の順位決定	賞状・賞金 の授与	アイデアの具体 化、協力機関へ 連携	IP 情報提 供、協業プロ グラムの推薦 など
3.15～5.7	5.17～5.18	6.17	6.17	7月～8月	7月～

※上記の日程は大会運営状況により変動可能性あり。

特許庁の関係者は、「知的財産情報サービス産業は、産業・経済価値が高いのにもかかわらず、まだ成長初期段階である」とし、「本コンテストを通じて有望な予備創業者を発掘して成長を積極的に支援する」と述べた。

詳細事項は、KIPRIS PLUS 内の公告を確認するか、または特許庁の情報管理課(82-2-42-481-5137、3570)、韓国特許情報院の IP 情報拡散チーム(+82-2-6915-1495、1423、kiprisplus@kipi.or.kr)にお問い合わせすることができる。

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

#### デザイン（意匠）、商標動向

4-1 日・中・韓の商品名称および類似群コードの比較目録をウェブサイトで公開

韓国特許庁（2021. 3. 12.）

韓国特許庁は2020年度ニース(NICE)国際商品分類基準(※)を反映した日・中・韓3カ国の商品名称と類似群コード(※※)比較リストをウェブサイト(www.kipo.go.kr)を通じて3月12日から提供すると発表した。

※ニース (NICE) 国際商品分類基準：「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 (NICE Agreement)」に基づいて定められた、商品に関する国際分類制度  
※※類似群コード：「類似群」とは、商品自体の属性と取引の実情や、サービスの性質や内容、サービスの取引実情が同一または類似の商品群をいい、「類似群コード」とは、それぞれの類似群に付与された特定の記号を意味する。

類似群コードは商品審査の効率性を高めるため、日・中・韓の3カ国で商品間の類似有無の推定基準や参考資料として活用する商品分類制度である。

各国の類似群コードは、商品の属性や取引の実情に対する認識などの違いにより、同じ商品であっても、国によって異なった記号が付与されることもある。

この場合、韓国では認められる商品名称が、他の国では認められず商標登録が拒否されることもあるので注意を要する。

特許庁では、2016年の日・韓商標専門家会議において、日・韓の類似群コードを比較する研究事業を実施することに合意し、2017年から2019年まで3回にわたり日・韓の類似群コード体系を比較研究し、その結果をウェブサイトに公開している。

今回の類似群コード公開リストは、中国が同事業への参加に合意したことにより、これまで推進してきた日・韓日両国の類似群コードの比較リストに中国のコードを追加し、3カ国の類似群コードを一目で比較できるように作成したものであり、2020年のニース国際商品分類の改正事項を反映した。

特許庁の商標デザイン審査局長は「日・中・韓の類似群コード比較リストが、中国と日本に商標を出願する韓国の出願人に、指定商品に対する拒絶理由を事前に予測して備えることができるよう、ガイドラインを提示してくれるだろう」と期待しつつ、「今後も円滑かつ迅速な海外商標権を確保するために継続的な支援政策を推進する」と述べた。

一方、日・中・韓類似群コード比較リストの詳細については、特許庁のウェブサイト ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)→知的財産制度→分類コード照会→商品分類コード→主要国の商品照会(検索))で確認することができる。



## 4-2 コロナパンデミックがサービス商標の地形も変えた

韓国特許庁 (2021. 3. 15.)

放送、通信、コンピュータ産業は増加、旅行、宿泊業、結婚式業界は減少

コロナパンデミックの影響により非対面産業が成長し、放送、通信、コンピュータ分野におけるサービス業の商標出願が著しく増加したことが分かった。

一方、社会的距離の確保などにより対面活動が減り、旅行・宿泊業、ウェディングサービス業分野の商標出願は減少した。

※サービス業商標：サービス業を営む者が、自己のサービス業を他人のサービス業と識別するために使用する商標

韓国特許庁によると、新型コロナウイルスの影響にもかかわらず、2020年における主要サービス業の商標出願は13万811件で、2019年（11万3,050件）に比べて15.7%増加したことが分かった。

このような増加をけん引したのは、非対面基盤のサービス業に関連する放送・通信業とコンピュータ関連業である。

**「非対面、デジタルトランスフォーメーションなどにより放送、通信、コンピュータ産業の商標は増加」**

主要サービス業別にみると、放送業が56.8%増加し、増加幅が最も大きかった。その次に通信業（45.9%）、コンピュータ関連業（31.1%）、通信販売業（26.6%）の順である。

特に、放送業、通信業、コンピュータ関連業の増加が目立っている。これは遠隔教育、在宅勤務、外出自粛をする人を対象にした非対面基盤のサービス業であるインターネットプラットフォーム、個人放送およびコンピュータのソフトウェア等に関連するもので、非対面化、オンライン業務への変化が反映されたものと分析される。

また、卸小売業（通信販売）関連の出願が26.6%と大幅に増加した。これは社会的距離に確保により、オンラインショッピングを利用する消費者が増加したことが影響を与えたと解析される。

## 「社会的距離の確保、非対面化による旅行および宿泊業の商標は減少」

それに反して、社会的距離の確保、非対面化の拡大により関連商標も減少した。

旅行業は-17.4%で、減少幅が最も大きかった。その次に宿泊業（リゾート、ペンションなど）-6.2%、ウェディング業（結婚情報、結婚式場業など）-7.2%の順となり、社会的距離の確保による集まり、行事の制限に伴う影響が反映されたと判断できる。

また、多目的施設に対する集合禁止制限で、営業活動が大きく萎縮していたゲームサービス業（インターネットカフェなど）1.9%、公園運営業（遊園地など）7.2%、芸能業（芸能公演、コンサートなど）7.9%、衛生業（公衆浴場、サウナ施設など）9%なども、サービス業全体の平均増加率に満たないことが分かった。

特許庁の生活用品商標審査課の審査官は、「新型コロナの影響によるサービス業種間の不均衡がサービス業の商標出願にも反映されたと見られる」とし、「ワクチンの接種と防疫活動による感染者の減少、集団免疫の形成によって日常生活に戻る事ができれば、これまで減少傾向だった旅行業、宿泊業などの出願も増加すると期待している」と述べた。

### その他一般

#### 5-1 IoTプラットフォーム、非対面・デジタル社会を前倒しする

韓国特許庁（2021.3.2.）

#### IoTプラットフォーム技術の特許出願動向

最近、カカオ、アップル、グーグル、アマゾンのようなIT企業が自律走行車・スマートホームなど、IoTを基盤とするアプリケーションサービス市場への進出を競う中、スマートフォンのようなユーザー端末を自動車・家電機器などの周辺機器につなげる、IoTプラットフォーム（※）技術が注目を集めている。

※IoTプラットフォームとは、さまざまなサービスを開発し、運用できるように各種のセンサや端末などを相互接続させる技術のことをいい、代表的なスマートホームのIoTプラットフォームとして、アップルの「ホームキット」、グーグルの「グーグルホーム」、アマゾンの「エコー」などが挙げられる。

IoTプラットフォームは、初期の研究段階を経て急成長しており、大規模な産業データを確保しやすく、市場を先取りによる効果が大きいため、最初に主導権を握れば、それに関連する産業にまで大きな影響を与える。

それに着目した IT 企業の進出に対抗して、既存の企業も競争的に IoT プラットフォームを開発しており、激しい争いが見込まれる。

韓国特許庁によると、IoTプラットフォームに関連する韓国国内の出願は、2013年20件から2020年115件に、ここ7年間（2013～2020年）で6倍近く増加したことが分かった。

IoTプラットフォームを細部類型別に区分けすると、(1)サービスの利用とアプリケーション開発を支援する統合管理プラットフォームは213件(46%)、(2)コンピュータのサーバやクラウドでデータを分析・処理するプラットフォームは183件(40%)、(3)デバイス間の通信を管理するためのプラットフォームは50件(11%)、(4)エッジデバイスを管理するプラットフォームは12件(3%)の順で、サービスの提供・開発を支援する分野が大半を占めている。

(1)事例：oneM2M、OCF、SKT / KT / LG U + 統合管理プラットフォームなど

(2)事例：Amazon AWS、Google Cloud、MS Azure など

(3)事例：Cisco、SKT / KT / LG U + M2M など

(4)事例：Amazon AWS IoT、Google Cloud IoT、MS Azure IoT Edge、EdgeX など

IoTプラットフォームを活用するサービスの基準をみると、ヘルスケア34件(7%)、防災/防疫31件(7%)、エネルギー28件(6%)、輸送/交通26件(6%)、スマートホーム22件(5%)の順で、特定の分野に限らず、さまざまな分野において多様なサービスに応用されていることが分かる。

出願人別にみると、企業が286件(63%)で、大学の産学協力団64件(14%)、研究機関47件(10%)、個人61件(13%)を合わせた件数より多いことが分かる。それは、すでにIoTプラットフォーム技術が本格的な事業化の段階に突入したことを意味している。

モノ同士の通信方式でみると、Wi-Fi38件(23%)、ブルートゥース35件(21%)、LoRaWAN(※)22件(13%)、ジグビー19件(11%)、イーサネット18件(11%)、4G/5G移動通信14件(8%)の順序、Wi-Fiが依然として高い割合を占めているが、バッテリーの消耗

が遅い（ジグビー、ブルートゥース、LoRaWAN）通信方式も多く利用されていることが見て取れる。

一方、ブロックチェーンを組み合わせてデータセキュリティを向上させる技術のように、人工知能、ビッグデータ、仮想現実などの先端技術と融合された形の出願も増加する傾向にある。

特許庁のモノのインターネット審査課の書記官は、「急激に成長している IoT プラットフォーム市場をめぐり、すでに激しい競争が繰り広げられているため、韓国企業がグローバル市場を先導するためには、継続的に強力な特許を確保する戦略が必要である」と述べた。

## 5-2 韓国、11年ぶりに国際特許出願件数の世界4位を奪還！

韓国特許庁（2021.3.4.）

- 史上初めて年間2万件を突破、前年に比べて5.2%増
- 新型コロナウイルスにより、デジタル・非対面分野に対する企業や大学の出願が増加
- 中国、2年連続で世界1位を占め、2位の米国との格差もさらに広がり

韓国特許庁は、2020年に韓国がドイツを追い抜き、中国、米国、日本に次いで世界的知的所有権機関（WIPO）の国際特許出願（PCT出願（※））件数で世界4位（※※）を占めたと3月4日に発表した。

※PCT（特許協力条約、Patent Cooperation Treaty）：一つの出願書をWIPOに提出すれば、複数の国に同時に出願した効果が得られる制度

※※韓国PCT出願ランキング：4位（2007～2009年）→5位（2010～2019年）→4位（2020年）

韓国のPCT出願件数は史上初めて2万件を突破し、2011年に初めて1万件を突破した後、9年ぶりに2倍に増加した。

※韓国におけるPCT出願件数の推移（件）：（2011年）1万357件→（2019年）1万9,073件→（2020年）2万60件

新型コロナウイルスによる世界的な景気低迷にもかかわらず、韓国のPCT出願件数は、前年に比べて5.2%増加し、PCT出願件数の上位10カ国のうち、中国（16.1%）、スイス（5.5%）の次に高い増加率を記録した。

技術分野別では、新型コロナウイルスに備えるためのデジタルトランスフォーメーションと非対面分野（※）を中心に、PCT 出願が増加したことが分かった。

※全体の PCT 出願のうちデジタル・非対面技術の割合：(2019 年) 23.4%→(2020 年) 27.3%

出願人別では、大学、中小企業、大企業による PCT 出願がそれぞれ 17.6%、5.6%、2.2% ずつ増加し、新型コロナウイルスで厳しい状況であったが、海外の知的財産権を確保するために持続的に取り組んできたことが把握された。

一方、2020 年の全世界における PCT 出願件数は、27 万 5,900 件で、前年に比べて 4.0% 増加し、中国は 6 万 8,720 件を出願して、2 年連続で世界 1 位を達成した。

中国の PCT 出願件数は、前年比 16.1%増加し、世界 2 位である米国との格差は 1,694 件から 9,490 件に広がったことが調査され、日本とドイツの PCT 出願件数は、前年に比べて、それぞれ 4.1%、3.7%減少したことが分かった。

全世界における PCT 出願件数の上位 10 社には、中国のファーウェイ (1 位) などの 3 社、日本の三菱 (3 位) などの 3 社、韓国のサムスン電子 (2 位、3,093 件) と LG 電子 (4 位、2,759 件) の 2 社、米国はクアルコム (5 位) の 1 社が含まれている。

LG 電子は、PCT 出願件数が 2020 年に比べて 67.6%増加し、世界の上位 10 社のうち、最も高い出願増加率を記録し、サムスン電子は 2018 年に 6 位、2019 年に 3 位、2020 年に 2 位に 3 年連続で順位が上昇した。一方、LG 化学の場合、PCT 出願の減少で順位が 3 階段 (11 位→14 位) 下落した。

ファーウェイ社は 2020 年に、世界第 2 位のサムスン電子と第 4 位の LG 電子の PCT 出願件数を合わせた件数に近い 5,400 件余りを出願し、2017 年から 4 年連続で、PCT 出願件数の世界 1 位を占めた。

PCT 出願の上位 20 大学に、米国のカリフォルニア州立大学 (1 位) などの 6 大学、中国の深圳大学 (3 位) などの 9 大学、日本の東京大学 (10 位) などの 2 大学、韓国はソウル大学 (12 位)、漢陽大学 (17 位)、高麗大学 (19 位) の 3 大学が含まれていることが分かった。

ソウル大学（9→12位）と漢陽大学（14→17位）は、出願増加にもかかわらず、それぞれ3段階が下がり、高麗大学（22→19位）は27%の出願増加により、3段階が上がった。

それ以外にも延世大学は125%の出願増加で順位が22位まで急上昇し、KAISTは、出願減少により14位下がった33位にとどまった。

これまで特許庁は、国際出願を活性化するためにグローバルIPスター企業の育成、中小企業IPダイレクト支援、スタートアップの知的財産バウチャー事業、ファンド・オブ・ファンズ、知的財産共済など、さまざまな支援をしてきた。

今後、特許庁は中小企業、大学・公共研究機関などを対象に、WIPOと共同説明会を開催してPCT制度を積極的に推進するとともに、WIPOと緊密に協力していくことで、韓国の企業などが、より便利にPCT制度を活用できる方策も推進する計画である。

特許庁の多国間機構チームの課長は、「今回の結果は、新型コロナウイルスによる景気低迷にもかかわらず、韓国企業がグローバル競争力を強化するために、海外知財権を積極的に確保しているという点を示している、いい事例である」とし、「これからも特許庁は、韓国企業が海外の現地での中核技術を知的財産権で保護できるように、さまざまな支援政策を積極的に推進していく計画である」と述べた。

5-3 (説明資料)「素材・部品・設備の企業人が吐露する」に関する特許庁の意見(2021年3月5日、韓国電子新聞27面、記者手帳)

韓国特許庁(2021.3.5.)

#### [報道内容]

1. K-ディスカバリーが施行されれば、海外企業が証拠収集を理由に、韓国企業の設備状況を随時に監視し、けん制しやすくする手段として用いられる。
2. 海外の素材・部品・設備企業が韓国国内企業に無差別な特許攻撃を行う恐れがある。

#### [特許庁の意見]

1. 裁判過程において、専門家による事実調査を開始するためには、原告（海外企業）が法令で定められた厳しい要件を満たさなければならない。つまり、原告が侵害の可能性、

調査の必要性、被告の負担程度などを疎明しなければならず、法院が疎明について「理由がある」と判断してから、調査を開始することができる。

※2008 年から専門家証拠調査を導入したドイツでも、現在まで濫訴の問題は発生していない。

2. 米国・ドイツなど、原告（権利者）に有利な証拠収集制度がすでに導入されている国でも、半導体分野における 22 の主要品目に対する侵害訴訟はほとんどない。

※米・独で 2000 年以降（ここ 20 年間）、確認された特許侵害訴訟は、計 2 件に過ぎない。

3. 特許庁は、主要な利害関係者と継続的にコミュニケーション（※）しており、今後も幅広く意見を聴取し、意見の相違を最大限調整していく計画である。

※2020 年 2 月以降、61 の企業、12 の協会・団体を対象に意見収集を実施（46 回）

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム